『船員行政ニュース』1156
国土交通省海事局
船員政策課

令和４年度 船員保険被扶養者資格再確認のご協力のお願い

船員保険部では、毎年度、法令に基づき、「被扶養者の方が被扶養者としての要件を満たしているか」を確認しています。

この再確認は、被扶養者の方の現状確認だけではなく、加入者の皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いします。

【確認の対象となる方】

船員保険部でマイナンバーによる確認を行った結果、次の①～③に該当する方

① 他の健康保険と資格が重複している方

② 被扶養者ご自身の収入が扶養の認定基準を超えている方

③ 被保険者と別居している方

【送付先】

船舶所有者さま宛

【送付時期】

令和４年10月下旬に「被扶養者状況リスト」を送付する予定です。

※確認の対象となる方がいない場合は、送付しません。

【確認のポイント】扶養者の収入要件

○60歳未満の方

年収が１３０万円未満、かつ被保険者の年収の２分の１未満

○60歳以上または障がい者(障害年金を受けられる程度)の方

年収が１８０万円未満、かつ被保険者の年収の２分の１未満

※この記事は、全国健康保険協会の資料を基に作成